あなたの声を活かすしくみ
パブリックコメント

市民の声を活かす条例等の改正について

（石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例等の改正）

平成２０年４月

石　狩　市

意見募集中　4月30日（金）まで

提出・問合せ　協働推進・市民の声を聴く課
Tel 72-3153／Fax 72-3199／E-mail kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例の改正について

■ 見直しの考え方 ■

1　市民参加手続の対象に新たに加えるもの

◎＜条例第５条及び別表第３項関係＞･･･公の施設の「新設」、「改良」、「廃止」。ただし、常に市民参加手続きを行うことが困難又は不適当であるものとして、規則等で定めるものを除く。

＜除外規定（規則第 10 条に追加）＞
(1) 市道、普通河川、上水道、下水道又は個別排水処理施設の「新設」又は「改良」をする場合であって、その内容に対する市民一般の関心が高いなどの特別の事情が認められない場合
(2) 公の施設の新設又は改良であって、当該新設又は改良に係る事業費が 2,000 万円未満と見込まれる場合
(3) 公の施設の改良であって、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造、機能等の水準を確保することを主な目的とする場合

【条例の考え方】

・公の施設の「新設」・「改良」・「廃止」は、施策の優先順位を的確に見極め、限られた財源を有効に活用する観点から、その是非について、市民参加手続をすることとします。ただし、施設の性格・市民意見の反映余地・事業規模などを考慮して、上記のとおり規則で除外規定を置くこととします。
なお、ここで言う「改良」とは、施設の増設や機能の向上を図る場合を言い、老朽化等に伴う機能の更新又は設備の改修など、機能の維持を目的とする場合は「改良」には当たりません。また、施設の改修などの明確な理由もなく、「長期間休止」となる場合は、「廃止」に準じた手続を行うこととします。

【規則の考え方】

（１）「市道、普通河川、上水道、下水道又は個別排水処理施設の「新設」又は「改良」をする場合であって、その内容に対する市民一般の関心が高いなどの特別の事情が認められない場合」；

ライフラインであるこれらの施設は、市民生活に不可欠なものであり、常に一律に市民参加手続を義務付ける必要はないと考えます。ただし、「計画の策定」段階及び「廃止」の場合は市民参加手続の対象となります。

（２）「公の施設の新設又は改良であって、当該新設又は改良に係る事業費が 2,000 万円未満と見込まれる場合」

新設・改良を対象とするのは、当該施設の新設・改良が税の使途として優先度が高いかどうかを、市民意見を聞いて判断するためなので、この趣旨からは事業規模で一定の線引きをするのが適当です。このため、公有財産の購入で 2,000 万円以上が重要案件として議会議決対象とされていることを考慮し、「事業費が 2,000 万円未満の場合」には市民参加手続の対象外とします。

事業費とは、施設の新設又は改良に直接必要な初期投資額（設計費、工事費、新規の用地取得費、初度調弁費など）を指す。調査費など初期投資の内容を検討するために必要な費用や既に市が所有している土地に建設する場合などの過年度分支出額は含まない。

※　改良と修繕を一体で行うときは、それらの合計事業費で判断するが、その事業が「改良」に当たるか否かは、積算上の割合により、その主な目的が何になるかで判断するものとする。

（3）の場合も同様。

（３）「公の施設の改良であって、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造、機能等の水準を確保することを主な目的とする場合」

既存の状態が、何らかの理由で違法又は不適格となっている場合、それらを適法状態に改めることは、公の施設の設置者の義務であり、このことに対し、市民の意見を聴く意味はあまりないと考えられます。

２　市民参加手続の対象から除外するもの

◎＜条例第５条及び別表第１項関係＞･･･公の施設の規定を廃止する場合

【考え方】

・現在は、公の施設の利用方法についての規定を廃止する場合には、市民参加手続を行うことが義務付けられていますが、今後は公の施設自体を「廃止」する意思決定に関して市民参加手続を行うことになるため、規定の廃止については、市民参加手続の対象から除外します。

◎＜条例第５条及び別表第３項関係＞･･･個別排水処理施設の設計の概要を決定する場合

【考え方】

・公の施設としての個別排水処理施設とは、個々の住宅に設置されている施設を指すのではなく、設置対象区域内の施設全体を指すものであることから、事実上、設計概要を検討する場面はありませんが、当該事業は、上下水道と同じく、ライフラインのひとつとして取り扱うことが適当であるため、このたびの改正に合わせ、その位置づけを明確化することとします。

３　市民参加手続の実施方法を変更するもの

◎＜条例第１０条関係＞･･･法令又は他の条例の規定により実施方法が定められている市民参加手続を行うときは、その方法により行うこととする。

【考え方】

・行政活動の中には、既定の法令や条例などにより、審議会等や公聴会、縦覧及び意見の提出などの市民参加手続を経ることを義務付けられ、その手続き方法も定められているものも多くあります。このような場合には既定の法令による手続きルールを優先することとします。

例）都市計画の決定又は変更、新農業振興地域整備計画の策定又は改訂、森林整備計画の策定又は改正、下水道事業計画の策定又は変更、土地区画整理事業計画の決定又は変更等

４　国民健康保険税条例の改正に伴う変更

◎＜条例第５条別表関係＞･･･石狩市国民健康保険税条例の改正により、新たな税率区分に「後期高齢者支援金」区分が加えられたことから、備考欄「課税要素」の説明に、新区分の記載を追加し、併せて表記の整理を行う。

【考え方】

・石狩市国民健康保険税条例の改正に伴い、新たに税率区分に加えられた「後期高齢者支援金」区分の記載を追加するとともに、煩雑となる表記の整理を行うものです。

５　改正規定の適用範囲

条例改正時点で既に関連予算が成立している公の施設の新設、改良については、改めて市民参加手続を行うことを要しない。

【考え方】

・関連予算（実施設計、用地取得、本工事などの予算を指す。）が成立しているということは、既に施設の新設・改良が市としての既定路線となっており、手続を行う実益がないため、適用除外とします。